

社会福祉法人春光会 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人春光会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき役員及び評議員の報酬、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第6条に基づき評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、この法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、その実費を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、原則実費として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は平成29年6月17日(定時評議員会の議決日)から施行する。
2. この改正は令和5年4月1日からとする。

別表1 (出張旅費等)

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費(～20,000円)	3,000円	実費